

家畜衛生広報



ながの

長野家畜保健衛生所
北信家畜畜産物衛生指導協会
〒380-0944 長野市安茂里米村1993
Tel 026-226-0923 Facs.026-227-2665
E-mail: nagakachiku@pref.nagano.jp

飼料は正しく給与しましょう

～安全な畜産物の生産は、正しい飼料の給与から～

畜産用飼料は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)によって給与方法などが細かく定められているものがあります。飼料は正しく使い、安全な畜産物を生産しましょう。

抗菌性飼料添加物を含む飼料の給与について

抗菌性飼料添加物等を含む飼料については、飼料を使用することができる家畜の種類及び生育段階等が必ず表示されています。これらに従わず使用すると罰則の対象となるだけでなく、畜産物に飼料添加物が残留するおそれがあります。

飼料は必ず表示票を確認して与えましょう。

(飼料の表示例) 下線部に注意

飼料の名称	印	用配合飼料
飼料の種類	用	
製造業者の氏名又は名称及び住所	県	市 番地
製造事業場の名称及び所在地	工場	県 市 番地
対象家畜等	体重がおおむね 30kg 以内の子豚	
含有する飼料添加物の名称及び量	20g 力価/トン	10g 力価/トン
使用上及び保存上の注意		
1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用しないこと。		
2 この飼料は、 <u>食用を目的として屠殺する前7日間</u> は使用しないこと。		
3 この飼料は、 <u>牛、めん羊、山羊及びしか</u> には使用しないこと。		
4 この飼料は、 <u>牛、めん羊、山羊及びしか</u> を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存すること。		

原材料名

原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	70%	トウモロコシ、マイロ、大麦

家畜への動物性たん白質の給与に関する規制について

BSEの発生を防止するため、牛やめん羊などの反すう動物に、動物性たん白質を含む飼料(乳製品や卵製品など一部を除く)、牛のと畜残さから製造された動物性油脂を含む飼料を与えることは禁止されています。また、牛の肉骨粉などを与えることは、全ての家畜に対して禁止されています。

牛やめん羊などに給与できる飼料は「A飼料」「反すう動物用専用飼料」「牛専用飼料」などの表示をすることとなっています。

飼料を購入するときは

飼料や飼料添加物を購入するときは、飼料安全法で定められた表示票が添付されていることや、飼料安全法に基づく業者届出のある業者のものであることを確認しましょう。

- ・ 配合飼料、混合飼料、飼料添加物、一部の飼料原料（魚粉など）は、飼料安全法に基づく表示票の添付が義務づけられています。
- ・ 飼料（飼料原料を含む）や飼料添加物を輸入・製造・販売する場合は、飼料安全法に基づく業者届出が義務づけられています。

飼料を使用するときは

対象家畜や使用時期に注意し適正に使用するとともに、飼料の使用記録を残しましょう。

- 記録事項
- 1 飼料を使用した年月日
 - 2 飼料を使用した場所
 - 3 飼料を使用した家畜等の種類
 - 4 飼料の名称
 - 5 飼料の使用量
 - 6 飼料を購入した年月日及び購入先の氏名又は名称（購入伝票の保存）

使用記録（帳簿）の保存期間の目安は、牛：8年間、豚：2年間、採卵鶏：5年間、肉用鶏：2年間です。

また、と畜場に家畜を出荷する場合、どのような抗菌性飼料添加物を給与したかわかるよう、帳簿や飼料の表示票の写しの提出が求められることがありますのでご注意ください。

食品のポジティブリスト制度への対応

ポジティブリスト制度の導入に伴って、飼料穀物等について60種類の農薬の残留基準値が設定されました。これらに対応するため、次のことに注意しましょう。

- ・ 輸入飼料を給与している場合は、飼料輸入業者に対して生産国での適正な農薬使用について十分な情報収集をされているか等について確認しましょう。
- ・ 自家で飼料作物を栽培している場合には、農薬は使用基準を守り適正に使用しましょう。
- ・ 古置等を家畜の敷料や飼料に使用する場合には、有機塩素系殺虫剤等の残留性の高い薬剤により汚染されたものでないことを確認しましょう。

問い合わせ・連絡先 長野家畜保健衛生所 保健衛生課 担当：宮本文世、山本 修
環境指導課 担当：船田忠志、小林千恵